

令和 7 年度事業計画

昨年度、新 NISA が開始されたことも背景に、投資信託には年間を通じて安定的な資金流入が続き、公募投資信託の残高が過去最高の水準に達するなど、かねてより言われて久しい「貯蓄から投資へ」の動きが加速しつつある。こうした動きをさらに前進させるために、本会では政府が掲げる資産運用立国の実現に向けて、投資信託及び投資法人（以下、「投資信託等」という。）を通じて家計の安定的な資産形成を促進し、ひいては豊かな暮らしと持続可能なより良い社会の実現に向けてあらゆる世代の資産形成を後押しする取組みを推進する。さらに金融経済教育の充実に関しては、昨年度に発足した金融経済教育推進機構（以下、「機構」という。）の活動に対し、関係諸団体等と連携しながら、引き続き、業務運営等に必要な支援及び協力を行うとともに、機構が行う事業との差別化を図りながら、投資信託等の活用や資産運用業の認知度向上に資する業界広報としての活動に注力していく。また、「資産運用業宣言 2020」において表明した「資産運用会社の社会的使命」とその社会的使命を果たすための「目指すべき姿」の実践と定着に向けた会員の取組みを支援するための諸施策を検討、実施し、資産形成のさらなる普及・促進と輝かしい未来に向けて、資産運用立国実現など政府を中心とした各般の動向も踏まえつつ、以下の諸施策を進めていく。

なお、各事業活動については、日本投資顧問業協会との統合により設立予定の新協会における事業活動との継続性、発展性といった観点も見据えながら的確に取り組んでいく。

I. 資産運用業界のプレゼンスを高める広報活動

「資産所得倍増プラン」の推進に向けて、特に資産運用業の認知度向上に資する業界広報活動を主軸として、以下の各事業について、精力的に取り組む。

- (1) 若年層を含めた幅広い年齢層に対して、資産運用業の業務内容に対する理解が深められることを目的とした動画を制作、拡散することによる資産運用業への興味喚起及び認知度向上を目指す。
- (2) 就職活動に取り組む学生を対象に正会員会社とも連携した「就活イベント」を開催し、資産運用業の存在意義や魅力をアピールするとともに、結果として、資産運用業界への就職促進といった動きの醸成を目指す。
- (3) 投資に無関心な若年層を主な対象に継続的事業として取り組んでいる「ちょいくプロジェクト」について、令和 6 年度に発信を開始したキャラクターの認知活動を続けるとともに、新たに「お金の使い方について考え

るきっかけ」を加えたコンテンツを展開することでお金（投資）に対する興味関心を喚起させる。

- (4) Web を活用した動画コンテンツ等の拡散や SNS 等による情報発信を強化し、ホームページ閲覧数や YouTube チャンネル登録者数の拡大を目指す。
- (5) 投資無関心層に向け投資への興味や関心を持ってもらえるよう、関係諸団体と連携し、引き続き、「証券投資の日」や「NISA の日」等のイベントに参画する。

Ⅱ. より良い投資信託等の制度構築に向けた活動

- (1) 投資家に提供する資産運用サービスの高度化に向け、投資信託への未上場株式の組入れを通じた新たな収益機会の提供、デジタル技術を活用した情報提供など、会員の営む各種業務の効率性の改善、運用商品の多様化に資する施策について、外部有識者の知見等も活用した検討を進めるとともに、関係各方面に対して働きかけを行うなど、ビジネス環境の改善に努める。
- (2) 新 NISA について、家計の安定的な資産形成の支援及び成長資金供給の観点を踏まえ、対象商品の一覧性を確保するとともに、投資家の多様なニーズに沿った商品の提供が可能となるような投資環境の整備を進める。また、老後に向けた安定的な資産形成を促進する観点から、企業型・個人型の確定拠出年金制度の拡充に向け、政府その他関係各方面への働きかけを行う。
- (3) 投資信託等や NISA、iDeCo に関する認知度、資産形成に関する意識等を調査するため、全世代を対象としたアンケート調査及び特定年齢層を対象としたアンケート調査を行い、調査結果を会員やメディア・研究機関等に還元するとともに、制度改正に向けた議論に活用する。
- (4) 会員各社のスチュワードシップ活動について取りまとめて公表するとともに、各社のサステナブルファイナンスに係る取組みを確認するほか、プロダクトガバナンスに係る会員各社の取組み状況を踏まえつつ、必要に応じて対応を検討する。その他、各社の投資信託等の信頼向上に向けた取組みや「資産運用業宣言 2020」を踏まえた取組み等の URL を一覧にして公開し、その周知に努める。
- (5) 投資信託等を活用した資産形成の促進に資する多様な角度からの調査・研究を実施し、調査データの提供と併せ、研究者や業界関係者における調査・研究の促進に繋がるよう努める。また、「すべての人に世界の成長を届ける研究会」で掲げた Targets 及びモニタリング指標の計測・公表を継続するとともに、令和 4 年 11 月に決定された政府の「資産所得倍増プラン」における具体目標についても計測し、各関係者の参考に資するようこれら

目標の達成状況を可視化する。

さらに、引き続き、学生を対象としたアワード「JITA Research Award 2025」を実施し、資産運用分野に関する研究への興味・関心と研究者の育成に繋げる。

- (6) 国際投資信託協会（IIFA）の理事及びサステナビリティ委員会共同議長国として、IIFA の活動へ積極的に参画し、議論に貢献することによって、日本の資産運用業界の地位向上に努める。世界各国の資産運用業協会や国際機関等との連携を一層深め、情報交換や議論等を行い、その成果が国内資産運用業の発展に活用されるよう情報提供を行う。
- (7) 海外動向等に関する専門委員会において、資産運用立国実現プラン等に掲げられた各種提言に関連したテーマ等について、それらの実現のため、諸外国の制度・実態等の調査・研究に取り組む。
- (8) FSB、IOSCO 等の国際規制機関が発出する資産運用業に関する各種提言・市中協議等について、国内資産運用業界への影響を考慮し、迅速な内容把握や必要に応じ意見提出を行う。

Ⅲ. 投資者保護のための業界の自己規律維持・向上に資する活動

- (1) 正会員について、定量的な規模・特性だけではなく、ビジネスモデル等を含めた多角的な観点でリスクアセスメントを行った上で、会員調査の対象先を選定するなど、リスクベースアプローチの取組みを継続する。
会員調査では、正会員における法令・自主規制規則の遵守・態勢整備状況及び業務運営の実態等について把握し、調査対象先に問題点を通知するとともに、必要な改善を求める。また、正会員の自己規律能力の向上と投資者保護の強化に資するため、会員調査結果等を正会員に情報還元する。
- (2) 会員の法令遵守・内部管理態勢の強化に向け、コンプライアンス研修会、投信委託会社・投資法人資産運用会社向け業務研修会、サイバーセキュリティに関する研修会を開催するなど、必要な支援を行う。
- (3) 正会員における個人情報の適正な管理体制の整備等を図るため、個人情報の適正な取扱いに係る正会員向け研修会を開催するなど、認定個人情報保護団体としての業務を遂行する。
- (4) 投資信託等の利用者からの相談に適切に対応するとともに、苦情等に対し、引き続き、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」（FINMAC）と連携を深め、投資者保護の一層の向上を目指す。
- (5) 本会規定の投資信託等に係る各種自主規制ルール等について、会員会社等からの改正要望、金融商品取引法等の関係法令対応、金融審議会関連 WG 等の議論を踏まえて、規則改正等の整備を進める。

- (6) 正会員のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係るリスク管理態勢の構築・強化について、合理的、効率的に行うことを支援する。

IV. その他

- (1) 定例記者会見の開催や、Web を通じた統計情報の公表により、投資信託等の現況を正確に伝えるための情報発信に努める。
- (2) 投資信託等に関する情報を外部に発信しているマスコミや研究者、FP 等の関係者と交流する機会を設けるほか、引き続き、資産運用業界関係者が一堂に会する機会を通じて、資産運用業全体の交流や関係強化に繋げる。